

<参考>

【平成12年1月1日から平成25年12月31日まで】

期 間	商業手形の 基準割引率	特例基準割合 (注)	年14.6% の割合	年7.3% の割合
H12.1.1からH13.12.31まで	0.5%	4.5%	/	4.5%
H14.1.1からH18.12.31まで	0.1%	4.1%		4.1%
H19.1.1からH19.12.31まで	0.4%	4.4%		4.4%
H20.1.1からH20.12.31まで	0.75%	4.7%		4.7%
H21.1.1からH21.12.31まで	0.5%	4.5%		4.5%
H22.1.1からH25.12.31まで	0.3%	4.3%		4.3%

注 各年の前年の11月30日を経過する時における商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合

【平成26年1月1日から令和2年12月31日まで】

期 間	財務大臣が 告示する割合	特例基準割合 (注1)	年14.6% の割合(注2)	年7.3% の割合(注2)
H26.1.1からH26.12.31まで	0.9%	1.9%	9.2%	2.9%
H27.1.1からH28.12.31まで	0.8%	1.8%	9.1%	2.8%
H29.1.1からH29.12.31まで	0.7%	1.7%	9.0%	2.7%
H30.1.1からR2.12.31まで	0.6%	1.6%	8.9%	2.6%

注1 各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により財務大臣が告示する割合に年1%の割合を加算した割合

注2 年14.6%の割合にあつては特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とする。

【令和3年1月1日から令和5年12月31日まで】

期 間	平均貸付割合	延滞金 特例基準割合 (注1)	年14.6% の割合(注2)	年7.3% の割合(注2)
R3.1.1からR3.12.31まで	0.5%	1.5%	8.8%	2.5%
R4.1.1からR5.12.31まで	0.4%	1.4%	8.7%	2.4%

注1 各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合

注2 年14.6%の割合にあつては延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とする。